

沖縄市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱

(平成 18 年 10 月 1 日)

改正 平成 26 年 3 月 7 日決裁 平成 30 年 11 月 1 日決裁
令和 7 年 3 月 28 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は高齢者住宅等安心確保事業(以下「事業」という)の高齢者住宅(以下「シルバーハウジング」という。)に居住する高齢者(以下「入居者」という。)が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は沖縄市とし、事業の実施を市長が認めた社会福祉法人等に委託(以下「受託者」という)することができるものとする
(位置等)

第 3 条 シルバーハウジングの位置は別表第 1 のとおりとする。

(生活援助員及び警備員)

第 4 条 この事業を円滑に実施するため生活援助員、及び警備員を派遣する。
(生活援助員の業務内容)

第 5 条 生活援助員の行なう業務は、次にあげるものとし、必要に応じ入居者に提供する。

- (1) 生活指導・相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関との連絡
- (6) その他日常生活に必要な援助
- (7) だんらん室の管理及び運営

(生活援助員の要件)

第 6 条 生活援助員は、次にあげる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 心身ともに健全であること
- (2) 高齢者福祉に関し理解と情熱を有すること
- (3) 入居者の生活指導・相談・家事援助、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること

(生活援助員の派遣時間)

第 7 条 生活援助員の派遣時間は、9 時から 13 時までとする。

2 第 1 項に定める時間は、12 月 31 日、1 月 1 日、1 月 2 日を除くものとする。

3 第1項及び第2項に定める派遣時間以外は、必要時対応するものとする。
(警備員)

第8条 警備員は、緊急通報があった場合に対応するものとする。
(費用負担)

第9条 入居者は、別表第2の費用負担基準により生活援助員に要する費用を負担するものとする。

(受託者との連携)

第10条 市長は、事業が円滑に運営されるよう受託者との連携に努めなければならない。

2 受託者は効率的な事業を図るため委託者との間で内容等の確認を行い、関係機関との連携を図らなければならない。

3 受託者は本事業に係る経理を明確にするとともに、業務日誌等をまとめ、市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第11条 受託者は、本事業を行うにあたっては、個人情報保持に関して次の各号にあげる事項を遵守するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月7日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月1日決裁)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

位置	棟
室川1丁目9番地	6号棟（1階から2階、1DK：2世帯）
	7号棟（1階から3階、1DK：3世帯）

	8号棟（1階から4階、1DK：2世帯、1LDK：5世帯） 9号棟（1階から2階、1DK：6世帯、1LDK：3世帯） だんらん室（8号棟1階）
安慶田1丁目266番地	4号棟（A棟、B2棟、B1棟）： A棟（2階、1DK：3世帯、1LDK：2世帯） B2棟（3階、1LDK：4世帯） B1棟（2階から3階、1DK：9世帯、1LDK：2世帯） だんらん室（B2棟2階）

別表第2(第9条関係)

生活援助員費用負担基準

利用者世帯の階層区分	入居者負担額 (1ヶ月当たり)
生活保護法による被保護世帯	0円
生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500円
生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
生計中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
生計中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯	4,900円